

米国式連結財務諸表作成会社の市場

会社名	米国市場	米国以外の市場
[3月決算会社]		
日本ハム	-	ユーロネクストほか
東芝	-	ユーロネクストほか
三菱電機	-	ユーロネクストほか
オムロン	-	フランクフルト
村田製作所	-	シンガポール
伊藤忠商事	-	ルクセンブルク
丸紅	-	フランクフルトほか
ワコール	ナスダック	-
富士写真フィルム	ナスダック	-
京セラ	ニューヨーク	-
クボタ	ニューヨーク	フランクフルト
小松製作所	-	フランクフルトほか
日立製作所	ニューヨーク	フランクフルトほか
日本電気	ナスダック	フランクフルトほか
松下電器産業	ニューヨーク	フランクフルトほか
ソニー	ニューヨーク	ロンドンほか
TDK	ニューヨーク	ロンドンほか
三洋電機	ナスダック	フランクフルトほか
パイオニア	ニューヨーク	アムステルダム
マキタ	ナスダック	ユーロネクストほか
本田技研工業	ニューヨーク	ロンドンほか
リコー	-	フランクフルトほか
三井物産	ナスダック	ユーロネクストほか
アドバンテスト	ニューヨーク	-
コナミ	ニューヨーク	ロンドン
NECエレクトロニクス	-	-
トヨタ自動車	ニューヨーク	ロンドン
住友商事	-	フランクフルト(注2)
三菱商事	-	ロンドン
野村ホールディングス	ニューヨーク	ルクセンブルクほか
日本電信電話	ニューヨーク	ロンドン
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ニューヨーク	ロンドン
オリックス	ニューヨーク	ルクセンブルク
トレンドマイクロ	ナスダック	-
[12月決算会社]		
キャノン	ニューヨーク	フランクフルト
合計(35社)	23社	29社

(注1) 平成15年12月31日までに提出された半期報告書より作成

(注2) 平成15年11月17日に上場廃止

証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるように従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和五十一年 大蔵省令第二十八号

(規則の適用)

第一條 証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。(第五條、第七條、第九條第一項、第十條第一項又は第二十四條第一項若しくは第三項これらの規定のうち第二十四條の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」といふ。)(第一條第一項の規定により金融庁長官が指定した法人以下「指定法人」といふ。)(二)についてこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。)(三)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表(以下「連結財務諸表」といふ。)(四)の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一條の一の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めることによるものとす。この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つものとす。

2 金融庁組織令 平成十年政令第三百九十二号(第二十四條)に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第八十七條 米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米國式連結財務諸表」といふ。)(を米國証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米國式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることとなる。

第八十八條 前條の規定は、米國式連結財務諸表を米國証券取引委員会に登録しなかつた場合には、適用がないものとする。

第八十九條 第八十七條の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第九十條 第八十七條の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該連結財務諸表の作成状況及び米國証券取引委員会における登録状況
- 三 この規則に準拠して作成する場合この主要な相違点